

三木市自主防災組織資機材等整備補助金

自主防災組織が購入、整備される防災資機材・備蓄物資・保管庫について、要した経費の一部を助成します。

円滑な自主防災活動を実施するため、ぜひ補助金の活用をご検討ください。

補助対象物品一覧表

★防災資機材

区分	品目
初期消火用資機材	大型・小型消火器、消火器格納庫、バケツ、土のう、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機(トランシーバー)、ハンドマイク、発電機、投光機、ジャッキ、担架、梯子、バール、のこぎり、スコップ、なた、ハンマー、強力ライト(懐中電灯)、救命ロープ、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	標旗・腕章、防水シート(ビニールシート)、簡易ベッド、簡易トイレ、リヤカー、救急医療セット、毛布、その他救護活動に必要な資機材 ※AEDは補助対象外
給食給水用資機材	釜、カセットコンロ、ポリ容器、その他給食給水活動に必要な資機材
その他の資機材	テント・天幕、ヘルメット、その他市長が特に必要と認める資機材

※消耗品のみの購入は補助対象外(電池・バッテリー等)

★備蓄物資

食料	アルファ化米、クッキー、ビスケット等(賞味期限が5年以上のものに限る。)
飲料水	ペットボトル又はアルミ缶の容器に入った飲料水(賞味期限が5年以上のものに限る。)
日用品	歯ブラシ、紙おむつ、生理用品等

★保管庫…防災資機材又は備蓄物資を保管するための施設

※可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、スタンドパイプ、消火栓ボックス等については消防本部総務課までお問合せください

★補助率

- ・上記の整備・購入に要する経費の2/3を助成します
(上限 10 万円 ただし保管庫整備の場合は上限 50 万円)
- ・複数の自主防災組織が共同で整備・購入される場合も、要する経費の2/3を助成します
(上限 20 万円 ただし保管庫整備の場合は上限 100 万円)



申請書など手続きに必要な書類は、三木市役所 4F 危機管理課にあります。また、市のホームページにも掲載しておりますので、そちらからダウンロードしてお使いください。

問い合わせ先: 三木市役所 危機管理課 TEL0794-82-2000(代表) 内線 2431・3225

～自主防災組織補助金の手続きの流れ～

購入する物を決め、見積を取ります



交付申請書(様式1号)に、以下の添付書類を付け、市役所4階危機管理課へ提出してください

添付書類

- ・見積書
- ・購入しようとする資機材の物品内容の分かるカタログ等
- ・自主防災組織の規約
- ・役員名簿
- ・組織図
- ・今年度の活動計画書

※年度当初に提出済みの場合は不要



市役所から交付決定通知書(様式2号)が送られてきます



物品を購入する

※この時点では、まだ補助金の交付を受けることはできません！
いったん各自主防災組織様で、購入業者にかかった費用の全額をお支払いください。

実績報告書(様式3号)に以下の添付書類を付け、市役所4階危機管理課へ提出してください



添付書類

- ・領収書(コピー可)
- ・保管場所の位置図
- ・物品の写真(物品が保管されている状態の写真)



市役所から補助金確定通知書(様式4号)が送られてきます

請求書(様式5号)を、市役所4階危機管理課へ提出してください
※申請者と振込口座の名義人が異なる場合は、委任状を添付して提出してください

市役所から補助金が振り込まれます

